

羽保高第 2 5 6 8 号

平成 1 9 年 9 月 2 6 日

市内介護保険施設 施設長 様

羽曳野市保健福祉部高年介護課長

改正介護保険法における介護保険施設の入所者に係る経過措置  
(法附則第 11 条関係)の取り扱いの周知について(通知)

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について平成 17 年改正介護保険法(平成 17 年 6 月 29 日法律第 77 号。以下「法」という。)附則第 11 条に規定する介護保険施設の入所者に係る経過措置の解釈について一部に誤った理解がされているケースが発生いたしましたので、改めて、その取り扱いについて周知いたしますので、ご留意いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 法附則第 11 条の経過措置は、「施行日において介護保険施設に入所、または入院し、施設介護サービス費を受けていた者であって施行日以後に省令で定める期間内に要支援認定を受けた者は、施行日から起算して 3 年間に限り、施行日以後引き続き当該施設に入所又は入院している間は新要介護認定を受けているものとみなす」とされるものですが、この取扱いは施行日以後の最初の更新認定において要支援(要支援 1 又は要支援 2)となった者のみを対象とするものであり、最初の更新認定において要介護となり、2 回目以降に要支援となった場合は当該経過措置の対象外となります。
2. この経過措置は、あくまで「旧要介護 1 が制度改正に伴い、要支援 2 と要介護 1 とに分かれたため、既存の入所者等の入所機会を確保し、経過的に対応するため。」(厚生労働省回答)に設けられたもので、「制度改正後の最初の認定が「要支援認定を受けた者」が対象であり、それが「要介護」となった場合には、この経過措置は対象外となります。」(厚生労働省回答)とされています。

3. この経過措置を法令上で確認すれば以下のとおりです。

法附則第十一条（抜粋）

「施行日以後省令で定める期間内に新介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けたものは、...」

ここでいう省令で定める期間とは、

法施行規則附則第十四条「平成十七年改正法附則第十一条の厚生労働省令で定める期間は、平成十七年改正法附則第八条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る同条に規定する有効期間とする。」と規定されています。

「平成十七年改正法附則第八条に規定する有効期間」とは、

法附則第八条「～前略～ この場合において、当該新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る介護保険法第二十八条第一項に規定する有効期間は、同項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る同項に規定する有効期間又は旧介護保険法第三十三条第一項に規定する有効期間の残存期間と同一の期間とする。」

なお、第八条は経過的要介護の規定であり、「旧介護保険法第三十三条第一項（要支援）に規定する有効期間」は今回の解釈上は関与しません。

したがって、経過措置の対象となる「施行日以後省令で定める期間内」とは施行日である平成18年4月1日現在の要介護認定に係る有効期間の満了日までということになり、よって経過措置の対象者は施行日以後最初の更新認定において要支援認定された者のみとなります。

#### 4. 参考事例

・事例1: 施行日以前に「要介護2」 H18.5月更新「要支援2」 H18.11月更新「要支援1」

11月以降も新要介護認定を受けているものとみなされる(以下、経過措置対象者とする)としてよいか。

**施行日から起算して3年間に限り、よい。**

・事例2: 施行日以前に「要介護2」 H18.5月更新「要支援2」 H18.11月更新「要介護1」 H19.5月更新「要支援2」

事例1と同様、経過措置対象者としてよいか。

**施行日から起算して3年間に限り、よい。**

・事例3: 施行日以前に「要介護2」・A老人保健施設に入所 5月更新「要支援2」 6月A老人保健施設を退所しB老人保健施設に入所

A老人保健施設を退所して以降は、経過措置対象者ではなくなるとしてよいか。

**入所又は入院している間であり、対象外。**

・事例4: 施行日以前に「要介護2」 5月更新「要支援2」 6月10日に入院のため退所したが、7月20日に同施設に再入所

退所期間は1ヶ月を超えるが、施行日以前に入所していた同施設の請求実績は1ヶ月以上の空

白がないため、引き続き経過措置対象者としてよいか。

・事例5: 施行日以前に「要介護2」 5月更新「要支援2」 6月に入院のため退所したが、8月に同施設に再入所

退所期間が1ヶ月を超え、請求実績も1ヶ月空白があるため、6月の退所日以降は経過措置対象者ではなくなるとしてよいか。

事例4・5については、下記の Q&A の入居継続要件を参照されたい。なお、老健・療養型については、病院に入院 = 施設退所という扱いとなります。

(2月ブロック会議・問94) 既存の認知症対応型共同生活介護事業所で事業所所在地市町村以外の市町村の長から指定があったものとみなされた利用者が、入院等でグループホームを退去した場合、退院後、再度入居するときには、改めて事業所所在地市町村の同意を得て指定を受けないといけないのか。

入居時の契約に基づき、入院した場合にも居住にかかる支払い等が継続し、当該利用者の個室が確保されている場合については、みなし指定の効力が継続しているものとして取り扱って差し支えない。

以上

担当・お問い合わせ先

羽曳野市保健福祉部高年介護課

企画調整担当 片上、渡辺

電話 072 958 - 1111 内線1361

Fax 072 950 - 2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.jp

(参考条文)

#### 法附則第十一条

施行日において前条第一項本文又は第三項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文若しくは介護保険法第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた指定介護老人福祉施設の開設者、指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者が開設する当該指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設（以下この条において「旧指定介護老人福祉施設等」という。）に入所し、又は入院し、旧介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費を受けていた者（以下「旧入所者」という。）であって、施行日以後厚生労働省令で定める期間内に新介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けたもの（厚生労働省令で定める要支援状態区分（新介護保険法第七条第二項に規定する要支援状態区分をいう。）に該当する者に限る。）は、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該旧指定介護老人福祉施設等に入所し、又は入院している間（当該旧指定介護老人福祉施設等に係る新介護保険法第七十八条の九、第九十二条第一項、第百四条第一項、第百十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定又は許可の取消しその他やむを得ない理由により、当該旧指定介護老人福祉施設等に継続して一以上の他の新介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設又は新介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）に入所し、又は入院した旧入所者にあつては、当該一以上の他の地域密着型介護老人福祉施設等に継続して入所し、又は入院している間を含む。）は、新要介護認定を受けたものとみなして、新介護保険法第四十二条の二及び第四十八条の規定を適用する。

#### 施行法附則第十四条（平成 19 年 3 月 31 日改正）

平成十七年改正法附則第十一条の厚生労働省令で定める期間は、平成十七年改正法附則第八条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る同条に規定する有効期間の満了日の翌日までの期間（要介護認定の有効期間の満了日が平成十八年三月三十一日である者が平成十八年四月一日に要支援認定を受けた場合は同日までの期間）とする。ただし、平成十七年改正法附則第三条第一項の規定の適用を受ける市町村における平成十七年改正法附則第三条第二項において読み替えられた法第十九条第一項の規定による要介護認定を受けた者にあつては、平成十七年改正法附則第十一条の厚生労働省令で定める期間は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号。以下「平成十八年改正令」という。）附則第十条の規定の適用を受けた者に係る当該認定の有効期間の満了日の翌日までの期間とする。

## 法附則第八条

この法律の施行の際現に旧介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている者は、施行日に、新介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定（以下「新要介護認定」という。）を受けたものとみなす。この場合において、当該新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る介護保険法第二十八条第一項に規定する有効期間は、同項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る同項に規定する有効期間又は旧介護保険法第三十三条第一項に規定する有効期間の残存期間と同一の期間とする。